



令和6年4月26日
大阪航空局

大阪航空局が管理する17空港の空港脱炭素化推進計画を作成

我が国の空港全体でのカーボンニュートラル実現に向けて、今般、大阪航空局が管理する17空港の、空港脱炭素化推進計画を空港法第24条第1項の規程に基づき作成しましたので、同法第24条第5項により公表します。

航空分野の脱炭素化を図るため、令和4年6月に航空法・空港法等を改正し、各空港の管理者が空港関係者と一体となって、具体的な目標や取組内容等を定めた空港脱炭素化推進計画を作成する制度を創設しました。

今般、大阪航空局が管理する17空港の空港脱炭素化推進計画を作成し、公表することとなりました。

今後、空調設備の高効率化、照明・航空灯火のLED化、車両のEV化、太陽光発電設備等の再エネ導入等を最大限に実施することにより、国が管理する空港のさらなる脱炭素化を推進します。

各空港の空港脱炭素化推進計画については下記リンク先をご参照ください。

【空港脱炭素化推進プロジェクトに関する情報】

<https://www.cab.mlit.go.jp/wcab/topix/folder52/index.html>

【問い合わせ先】

大阪航空局 空港脱炭素化推進官 鎌田
空港部 空港企画調整課 花木
直通：06-6937-2728